

「八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会」開催要綱

（開催目的）

第1条 本市の人口の現状と将来の展望を提示する八王子市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）を踏まえて、8年間（平成27年度（2015年度）～令和4年度（2022年度））の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）に基づき実施する事業の検証に、市民及び多様な関係団体等からの意見及び助言等を反映するため、八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

（意見等を求める事項）

第2条 懇談会において意見及び助言等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略に定める施策及びKPI（重要業績指標）に関すること
- (2) 総合戦略に基づき実施する事業に関すること
- (3) 総合戦略に基づき実施する事業の検証に関すること
- (4) その他、総合戦略について必要と認められる事項に関すること

（構成）

第3条 懇談会は、次に掲げる10名以内の参加者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者 2名以内
- (2) 各関係機関・団体から推薦された者 6名以内
- (3) 公募市民 2名以内

（開催期間）

第4条 懇談会の開催期間は、平成27年（2015年）6月1日から令和5年（2023年）3月31日までとする。

（会議）

第5条 懇談会は、都市戦略部長が招集する。

2 懇談会には、必要に応じ座長を置くことができる。

（事務局）

第6条 懇談会の事務局は、都市戦略部都市戦略課に置き、庶務業務を処理する。

（その他）

第7条 本要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成27年（2015年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年（2017年）9月30日限り、その効力を失う。

附則

- 1 この要綱は、平成28年（2016年）9月27日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成29年（2017年）9月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年（2020年）9月30日限り、その効力を失う。

附則

- 1 この要綱は、令和2年（2020年）9月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年（2023年）3月31日限り、その効力を失う。